

令和4年1月1日（チェックイン分）より県民割プラスご利用時には
新型コロナウイルスワクチンの接種証明書等の確認が必要になります。

現住所を確認できる身分証明書

1. 公的機関が発行し宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
2. 公共料金の支払い明細で、宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの（但し3か月以内のもの）
3. 宿泊者本人あての郵便物で、氏名、住所の記載があるもの（但し3か月以内のもの）

+

ワクチン接種済証明書

または

PCR検査等の陰性証明書

※原本ではなく、スマートフォン等で撮影した画像や、写し（コピー）の提示でも構いません。

※12歳未満のお子様の場合、同居する監護者（親等）が同行する場合は、接種済証明書等の提示は必要ありません

<ワクチン接種済証明書>

ワクチン接種済証明書とは…

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- 新型コロナウイルスワクチン接種証明書
が該当します。

<接種済証明書の条件>

- 2回目の接種日から14日以上経過**したもの
※数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行
および宿泊の初日が基準となります。
- 本人であること（身分証明書等で確認）
- 2回分のワクチンシール**が貼られていること
（予防接種済証または接種記録書の場合）

※無料検査場一覧（福島県ホームページ）：
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/v-kpackage1.html>

<PCR検査等の陰性証明書>

PCR検査または抗原定量検査、または抗原定性検査に
おける陰性証明（検査結果通知書）が必要です。

【注意】**検査費用は自己負担**となります。

【注意】**PCR検査および抗原定量検査の有効期間は
3日間**（検体採取日+3日）、
抗原定性検査の有効期間は1日間（検査日+
1日）です。

<陰性証明書の条件>

- ①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、
⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限
が明記されていること
- 旅行開始日において、有効期限が過ぎていないもの**
- 本人であること（身分証明書等で確認）

※市販の検査薬の結果では上記が明記されていないものが
多く、県としては国・県が認めた検査機関の証明書のみ
有効としています。